

鳥取県の支援制度



鳥取県男女共同参画推進企業

■男女共同参画推進企業認定制度 ※平成28年2月末時点で571企業・団体

下記取組を行う県内企業・法人・団体に認定証を交付しています！

- ◆仕事と家庭の両立支援 ◆男女がともに働きやすい職場づくり
- ◆男女均等な能力活用 ◆労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の遵守

認定によるメリットは？

- ①認定証とロゴマークステッカーを交付！
- ②県のHPや情報誌等で取組を紹介し、企業の積極的姿勢を地域にアピール！
- ③ハローワークの求人票に認定企業であることを表示したり、
広告・名刺等へのロゴマーク使用が可能！
- ④県の建設工事および測量等業務の指名業者選定の際の加点、
県の物品調達における入札機会増加などの優遇措置！



■輝く女性活躍パワーアップ企業登録制度

※平成28年2月末時点で23企業・団体

要件は？

『男女共同参画推進企業の認定』を受けている企業のうち、女性活躍推進に資する自主宣言・行動計画を策定し、人材育成や環境整備に取り組むこと

自主宣言	管理的地位に占める女性の割合：25%以上（従業員数 100 名以上の場合は 30%以上）とすることを旨とし、人材育成や環境整備を行うための方針を表明するもの
行動計画	自主宣言の内容を具現化するための概ね 3 年間の具体的な取組を明記したもの ※申請日時点で管理的地位に占める女性の割合が自主宣言の目標に達していない場合は、行動計画満了時における管理的地位に占める女性の割合（申請日の割合よりも上回っているもの）の記載が必要

輝く女性活躍パワーアップ企業になると、次の補助金、助成金、奨励金が受けられます

・女性活躍のための企業支援補助金

自主宣言を達成するための行動計画の実施に要する経費の一部を補助（補助率 1/2、上限 10 万円）

・環境整備支援助成金

女性の就労支援や育児等と仕事との両立を図るための職場環境整備に係る経費の一部を助成（補助率 1/2、上限 50 万円）

・離職者正規雇用奨励金

結婚、出産等を理由に離職した女性を正社員として新たに雇用した事業主に支給（金額 20 万円）
認定制度や補助金の内容について詳しくは男女共同参画推進課へお問い合わせください。

■男性の子育てしやすい企業支援奨励金

男性従業員に『育児参加休暇』または『育児休業』を取得させた事業主（従業員数 100 名以下）に奨励金を支給！

支給金額 育児参加休暇：10万円 育児休業：10万円

※詳しい要件等については、ホームページをご覧ください。子育て王国推進局子育て応援課へお問い合わせください。

Tel: 857-26-7148 <http://www.pref.tottori.lg.jp/227891.htm>

【お問い合わせ先】 鳥取県男女共同参画推進課

〒 680-8750 鳥取県東町 1-220 tel.0857-26-7792 fax.0857-26-8196 mail.denjyo@pref.tottori.jp